

付 議 第 1 号

平成 29 年度高知県立特別支援学校幼稚部・高等部入学志願者取扱要項
に関する議案

別紙のとおり、平成 29 年度高知県立特別支援学校幼稚部・高等部入学志願者
取扱要項を定めることについて、高知県教育委員会事務委任等規則（平成 4 年
高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 24 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(24) 教育委員会の所管に属する県立学校の入学志願者取扱要項及び入学定員を決定すること。

平成29年度の高知県立特別支援学校の幼稚部・高等部への入学志願者の取扱いについては、この要項の定めるところによる。

1 出願資格

障害のある者で、次の事項に該当するものとする。

(1) 幼稚部

平成23年4月2日から平成26年4月1日までに生まれた者

(2) 高等部

ア 平成29年3月に特別支援学校の中学部、中学校又は義務教育学校を卒業する見込みの者

イ 特別支援学校の中学部、中学校又は義務教育学校を卒業した者

ウ 特別支援学校の中学部、中学校又は義務教育学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

エ 高知県立高知若草養護学校国立高知病院分校及び土佐希望の家分校については、当該施設を利用している者又は平成29年4月に利用予定の者で、上記ア、イ、ウのいずれかに該当する者

(3) 高等部専攻科

ア 高知県立盲学校

(7) 平成29年3月に特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業する見込みの者

(イ) 特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業した者

(ウ) 特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

イ 高知県立高知ろう学校

(7) 平成29年3月に特別支援学校（聴覚障害）の高等部を卒業する見込みの者

(イ) 特別支援学校（聴覚障害）の高等部を卒業した者

2 募集学校、学部、定員等

区分	学校名	学部等	学年	定員	
視覚障害	高知県立盲学校	幼稚部	3歳児～5歳児	3名程度	
		高等部	普通科	第1学年	8名程度
			保健医療科	第1学年	8名程度
		高等部 専攻科	理療科	第1学年	8名程度
聴覚障害	高知県立高知ろう学校	幼稚部	3歳児～5歳児	3名程度	
		高等部	普通科	第1学年	8名程度
			産業技術科	第1学年	8名程度
		高等部 専攻科	産業技術科	第1学年	8名程度
知的障害	高知県立山田養護学校	高等部	普通科	第1学年	32名程度
	田 野 分 校	高等部	普通科	第1学年	8名程度
	高知県立日高養護学校	高等部	普通科	第1学年	24名程度
	高知みかづき分校	高等部	普通科	第1学年	16名
	高知県立中村特別支援学校	高等部	普通科	第1学年	24名程度
肢体不自由	高知県立高知若草養護学校	高等部	普通科	第1学年	16名程度
	子 鹿 園 分 校	高等部	普通科	第1学年	8名程度
	国立高知病院分校	高等部	普通科	第1学年	3名
	土佐希望の家分校	高等部	普通科	第1学年	3名
	高知県立中村特別支援学校	高等部	普通科	第1学年	8名程度
病 弱	高知県立高知江の口養護学校	高等部	普通科	第1学年	8名程度
	高知県立高知若草養護学校 国立高知病院分校	高等部	普通科	第1学年	8名

3 入学区域等

各学校の入学区域等は、次のとおりとする。

区分	学校名	所在地	入学区域等
視覚障害	高知県立盲学校	高知市大膳町6番32号 TEL 088(823)8721	県内全域
聴覚障害	高知県立高知ろう学校	高知市中万々78番地 TEL 088(823)1640	県内全域
知的障害	高知県立山田養護学校	香美市土佐山田町 山田1361番地 TEL 0887(52)2195	室戸市、安芸市、香南市、 香美市、南国市、高知市、 安芸郡、長岡郡、土佐郡
	田野分校	安芸郡田野町1203-4 TEL 0887(38)8850	室戸市、安芸市、安芸郡
	高知県立日高養護学校	高岡郡日高村下分60番地 TEL 0889(24)5306	高知市、土佐市、須崎市、 土佐郡、吾川郡、高岡郡(旧 十和村・大正町を除く)
	高知みかづき分校	高知市中万々88番地 TEL 088(823)2021	高知市、土佐市、須崎市、 土佐郡、吾川郡、高岡郡(旧 十和村・大正町を除く) 南国市、香美市、香南市
	高知県立中村特別支援学校	四万十市古津賀3091 TEL 0880(34)1511	宿毛市、土佐清水市、四万 十市、高岡郡(四万十町)、 幡多郡
肢体不自由	高知県立高知若草養護学校	高知市春野町弘岡下2980-1 TEL 088(894)5335	県内全域
	子鹿園分校	高知市若草町10-26 TEL 088(844)1837	高知市、いの町、土佐市
	国立高知病院分校	高知市朝倉西町1-2-25 TEL 088(843)1819	国立病院機構高知病院利 用者又は平成29年4月に 利用予定の者
	土佐希望の家分校	南国市小籠105 TEL 088(863)3882	重症心身障害児施設土佐 希望の家利用者又は平成 29年4月に利用予定の者
	高知県立中村特別支援学校	四万十市古津賀3091 TEL 0880(34)1511	宿毛市、土佐清水市、四万 十市、高岡郡(四万十町)、 幡多郡
病弱	高知県立高知江の口養護学校	高知市新本町 2丁目13番51号 TEL 088(823)6737	県内全域
	高知県立高知若草養護学校 国立高知病院分校	高知市朝倉西町1-2-25 TEL 088(843)1819	国立病院機構高知病院に 入院している者又は平成 29年4月に入院を予定し ている者

4 出願手続

(1) 出願期間

平成29年1月13日（金）から1月20日（金）まで

(2) 出願方法

志願者は、志望する学校所定の入学願書に関係書類を添えて、出願期間内に志願先学校長に提出すること。

なお、中学校、義務教育学校又は高等学校に在学中の者については、当該学校長を経由して提出すること。

(3) 出願制限

ア 第1志望

1校とし、高等部については1学科とする。

イ 第2志望

- ・複数の学科を設置する特別支援学校を希望する者は、同一学校の第1志望以外の1学科に出願することができる。
- ・高知県立日高養護学校高知みかづき分校を希望する者は、下記に示す入学区域により、当該本校または高知県立山田養護学校を第2志望として出願することができる。

入学区域	第2志望校
高知市、土佐市、須崎市、土佐郡、吾川郡、高岡郡（旧十和村・大正町除く）	高知県立日高養護学校本校
高知市、南国市、香美市、香南市	高知県立山田養護学校本校

(4) 必要書類

志願者に必要な願書等については、最寄りの市町村教育委員会又は志願先学校で受け取ること。

(5) 県外からの出願

県外から本県県立の特別支援学校を志願する者は、あらかじめ高知県教育委員会の承認を得て、出願しなければならない。

5 選考検査

(1) 選考検査日 平成29年2月10日（金）

(2) 選考検査場所 出願先学校

(3) 選考検査内容等

志願者の身体的、心理的諸検査及び保護者との面接を行う。なお、高等部については、学校長が必要と認める場合は、学力検査を行う。

(4) 学力検査等の得点の口頭による開示請求

ア 開示内容

選考検査において、学校長が必要と認める場合に実施する学力検査の教科別得点及び得点合計及び、出願期間外の取扱いによる選考検査において実施する学力検査の教科別得点及び得点合計

イ 開示請求期間

選考検査の別	開示請求期間
取扱要項5-(1)に示す、平成29年2月10日(金)の選考検査に関するもの	平成29年3月4日(土)) 平成29年4月3日(月)
取扱要項9-(2)に示す、出願期間外の取扱いによる選考検査に関するもの	「出願期間外の取扱い」による選考検査の合格発表日の翌日から1か月間とする。

(注) ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

ウ 開示請求場所と開示請求ができる時間帯

出願先特別支援学校(分校に出願した者については、当該分校)
午前9時から午後5時まで

エ 開示請求ができる者

受検生本人又は受検生の法定代理人

オ 必要書類

- (ア) 受検生本人の場合は、各選考検査の受検票
- (イ) 法定代理人の場合は、各選考検査の受検票、受検生の法定代理人であることを確認するための書類(戸籍抄本など)及び法定代理人本人であることを確認するための書類(運転免許証など)

6 障害の判定

選考検査以降、高知県障害者教育支援委員会を開催し、障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に該当するか否かの判定を行う。

7 合格者の決定

- (1) 入学選考委員会(学校長を委員長とし、委員長の委嘱する若干の委員により構成する。)が、選考検査及び障害の判定結果等に基づき志願者の選考を行う。
- (2) 学校長は、入学選考委員会の結果に基づき、合格者を決定する。

8 合格者の発表

(1) 幼稚部

学校長は、平成29年3月3日(金)午前9時に各学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、保護者あて通知をする。

(2) 高等部

学校長は、平成29年3月3日（金）午前9時に各学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、関係中学校長等あて通知をする。

(3) 高等部専攻科

学校長は、平成29年3月3日（金）午前9時に各学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、本人あて通知をする。

9 出願期間外の取扱い

(1) 特別支援学校の幼稚部

随時出願することができる。

(2) 特別支援学校の高等部

特別な理由がある場合、平成29年3月3日（金）から3月17日（金）までに出願することができる。

ただし、当該年度における同一学校の同一学科及び6により障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に該当しないと判定された場合の再出願は認めない。

(3) 合格者の決定

合格者の決定については、7の定めに準ずる。

なお、合格者の発表等については、平成29年3月3日（金）以後に学校長が随時行うものとする。

10 その他必要な事項については、志願先学校所定の手続による。

訪 問 教 育

訪問教育は、障害の種類及び程度が重度・重複等のため、学校へ通学して教育を受けることが困難な生徒に対し、特別支援学校から教員を派遣し、1回2単位時間を標準とし、週当たりの訪問回数は、個々の生徒の障害の状態や学習負担等を考慮して、学校長が適切に定めて教育を実施するものである。

1 出 願 資 格

障害のため学校に通学して教育を受けることが困難な者で、平成29年3月に特別支援学校の中学部、中学校又は義務教育学校を卒業する見込みの学齢生徒

2 募集学校、学部、定員等

学 校 名	学 部 等	学 年	定 員
高知県立山田養護学校 田 野 分 校	高等部 普通科	第1学年	3名程度
高知県立高知若草養護学校	高等部 普通科	第1学年	3名程度
国立高知病院分校	高等部 普通科	第1学年	3名程度
土佐希望の家分校	高等部 普通科	第1学年	3名程度
高知県立中村特別支援学校	高等部 普通科	第1学年	3名程度
高知県立高知江の口養護学校	高等部 普通科	第1学年	3名程度

3 入学区域

学 校 名	所 在 地	入 学 区 域
高知県立山田養護学校 田 野 分 校	安芸郡田野町 1203-4 TEL 0887 (38) 8850	室戸市、安芸市、安芸郡
高知県立高知若草養護学校 土佐希望の家分校	南国市小籠 105 TEL 088 (863) 3882	香南市、香美市、南国市、 長岡郡、土佐郡
高知県立高知若草養護学校	高知市春野町弘岡下 2980-1 TEL 088 (894) 5335	高知市、土佐市、須崎市、 吾川郡、高岡郡（四万十町 を除く）
高知県立中村特別支援学校	四万十市古津賀 3091 TEL 0880 (34) 1511	宿毛市、土佐清水市、四万 十市、高岡郡（四万十町）、 幡多郡
高知県立高知江の口養護学校	高知市新本町 2丁目13番51号 TEL 088 (823) 6737	高知市

上記区域によらない場合

- (1) 高知市近隣の市町村の医療機関に入院している対象者については、高知江の口養護学校籍とする場合がある。
- (2) 国立病院機構高知病院内の重症心身障害児施設に入所している対象者については、高知若草養護学校国立高知病院分校籍とする。

4 出願手続

(1) 出願期間

平成29年1月13日（金）から1月20日（金）まで

(2) 出願方法

志願者は、志望する学校所定の入学願書に関係書類を添えて、出願期間内に志願先学校長に提出すること。

なお、中学校又は義務教育学校に在学中の者については、当該学校長を経由して提出すること。

(3) 出願制限

2の特別支援学校のうち1校とする。

(4) 必要書類

志願者に必要な願書等については、最寄りの市町村教育委員会又は志願先学校で受け取ること。

(5) 県外からの出願

平成29年4月1日以降、高知県内に居住予定で県外から本県県立の特別支援学校を志願する者は、あらかじめ高知県教育委員会の承認を得て、出願しなければならない。

5 選考検査

(1) 選考検査日 平成29年2月10日（金）

(2) 選考検査場所 出願先学校又は学校長が認めるところ

(3) 選考検査内容等

志願者の身体的、心理的諸検査及び保護者との面接を行う。なお、学校長が必要と認める場合は学力検査を行う。

6 障害の判定

選考検査以降、高知県障害者教育支援委員会を開催し、障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に該当するか否かの判定を行う。

7 合格者の決定

(1) 入学選考委員会（学校長を委員長とし、委員長の委嘱する若干の委員により構成する。）が、選考検査及び障害の判定結果等に基づき志願者の選考を行う。

(2) 学校長は、入学選考委員会の結果に基づき、合格者を決定する。

8 合格者の発表

学校長は、平成29年3月3日（金）午前9時に各学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、関係中学校長等あて通知をする。

9 その他必要な事項については、志願先学校所定の手続による。

この要項に定めるもののほか、特別支援学校の幼稚部・高等部入学志願者取扱いに関し必要な事項は、県教育長が別に定める。

付則

この取扱要項は、平成28年8月1日から施行する。

平成29年度高知県立特別支援学校幼稚部・高等部入学志願者取扱要項 新旧対照表

新 (平成29年度)	旧 (平成28年度)
<p>平成29年度の高知県立特別支援学校の幼稚部・高等部への入学志願者の取扱いについては、この要項の定めるところによる。</p> <p>1 出願資格 障害のある者で、次の事項に該当するものとする。</p> <p>(1) 幼稚部 平成29年4月2日から平成26年4月1日までに生まれた者</p> <p>(2) 高等部 ア 平成29年3月に特別支援学校の中学部、中学校又は義務教育学校を卒業する見込みの者 イ 特別支援学校の中学部、中学校又は義務教育学校を卒業した者 ウ 特別支援学校の中学部、中学校又は義務教育学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者 エ 高知県立高知若草養護学校国立高知病院分校及びび士佐希望の家分校については、当該施設を利用している者又は平成29年4月に利用予定の者で、上記ア、イ、ウのいずれかに該当する者</p> <p>(3) 高等部専攻科 ア 高知県立盲学校 ア) 平成29年3月に特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業する見込みの者 イ) 特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業した者 ウ) 特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者 イ 高知県立高知ろう学校 ア) 平成29年3月に特別支援学校 (聴覚障害) の高等部を卒業する見込みの者 イ) 特別支援学校 (聴覚障害) の高等部を卒業した者</p>	<p>平成28年度の高知県立特別支援学校の幼稚部・高等部への入学志願者の取扱いについては、この要項の定めるところによる。</p> <p>1 出願資格 障害のある者で、次の事項に該当するものとする。</p> <p>(1) 幼稚部 平成22年4月2日から平成25年4月1日までに生まれた者</p> <p>(2) 高等部 ア 平成28年3月に特別支援学校の中学部又は中学校を卒業する見込みの者 イ 特別支援学校の中学部又は中学校を卒業した者 ウ 特別支援学校の中学部又は中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者 エ 高知県立高知若草養護学校国立高知病院分校及びび士佐希望の家分校については、当該施設を利用している者又は平成28年4月に利用予定の者で、上記ア、イ、ウのいずれかに該当する者</p> <p>(3) 高等部専攻科 ア 高知県立盲学校 ア) 平成28年3月に特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業する見込みの者 イ) 特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業した者 ウ) 特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者 イ 高知県立高知ろう学校 ア) 平成28年3月に特別支援学校 (聴覚障害) の高等部を卒業する見込みの者 イ) 特別支援学校 (聴覚障害) の高等部を卒業した者</p>

2 募集学校、学部、定員等

区分	学校名	学部等	学年	定員	
視覚障害	高知県立盲学校	幼	3歳児～5歳児	3名程度	
		高等部	普通科	第1学年	8名程度
			保健医療科	第1学年	8名程度
視覚障害	高知県立高知ろう学校	高等部 専攻科	理療科	8名程度	
		幼	稚部	3歳児～5歳児	3名程度
			普通科	第1学年	8名程度
視覚障害	高知県立高知ろう学校	高等部	産業技術科	8名程度	
		高等部 専攻科	産業技術科	8名程度	
			普通科	第1学年	8名程度
知的障害	高知県立山田養護学校	高等部	普通科	32名程度	
		高等部	普通科	第1学年	8名程度
			普通科	第1学年	24名程度
知的障害	高知みかづき分校	高等部	普通科	16名	
		高等部	普通科	第1学年	24名程度
			普通科	第1学年	16名
知的障害	高知県立中村特別支援学校	高等部	普通科	24名程度	
		高等部	普通科	第1学年	16名程度
			普通科	第1学年	16名程度
肢体不自由	高知県立高知若草養護学校	高等部	普通科	8名程度	
		高等部	普通科	第1学年	3名
			普通科	第1学年	3名
肢体不自由	高知県立中村特別支援学校	高等部	普通科	8名程度	
		高等部	普通科	第1学年	8名程度
			普通科	第1学年	8名程度
病弱	高知県立高知若草養護学校 国立高知病院分校	高等部	普通科	8名	

2 募集学校、学部、定員等

区分	学校名	学部等	学年	定員	
視覚障害	高知県立盲学校	幼	3歳児～5歳児	3名程度	
		高等部	普通科	第1学年	8名程度
			保健医療科	第1学年	8名程度
視覚障害	高知県立高知ろう学校	高等部 専攻科	理療科	8名程度	
		幼	稚部	3歳児～5歳児	3名程度
			普通科	第1学年	8名程度
視覚障害	高知県立高知ろう学校	高等部	産業技術科	8名程度	
		高等部 専攻科	産業技術科	8名程度	
			普通科	第1学年	8名程度
知的障害	高知県立山田養護学校	高等部	普通科	32名程度	
		高等部	普通科	第1学年	8名程度
			普通科	第1学年	24名程度
知的障害	高知みかづき分校	高等部	普通科	16名	
		高等部	普通科	第1学年	24名程度
			普通科	第1学年	16名
知的障害	高知県立中村特別支援学校	高等部	普通科	24名程度	
		高等部	普通科	第1学年	16名程度
			普通科	第1学年	16名程度
肢体不自由	高知県立高知若草養護学校	高等部	普通科	8名程度	
		高等部	普通科	第1学年	3名
			普通科	第1学年	3名
肢体不自由	高知県立中村特別支援学校	高等部	普通科	8名程度	
		高等部	普通科	第1学年	8名程度
			普通科	第1学年	8名程度
病弱	高知県立高知若草養護学校 国立高知病院分校	高等部	普通科	8名	

3 入学区域等

各学校の入学区域等は、次のとおりとする。

区分	学校名	所在地	入学区域等
視覚障害	高知県立盲学校	高知市大膳町6番32号 TEL 088(823)8721	県内全域
	高知県立高知ろう学校	高知市中万々78番地 TEL 088(823)1640	県内全域
聴覚障害	高知県立山田養護学校	香美市土佐山田町 山田1361番地 TEL 0887(52)2195	室戸市、安芸市、香南市、 香美市、南国市、高知市、 安芸郡、長岡郡、土佐郡
	田野分校	安芸郡田野町1203-4 TEL 0887(38)8850	室戸市、安芸市、安芸郡
知的障害	高知県立日高養護学校	高岡郡日高村下分60番地 TEL 0889(24)5306	高知市、土佐市、須崎市、 土佐郡、吾川郡、高岡郡(旧 土和村・大正町を除く)
	高知みかづき分校	高知市中万々88番地 TEL 088(823)2021	高知市、土佐市、須崎市、 土佐郡、吾川郡、高岡郡(旧 土和村・大正町を除く)
	高知県立中村特別支援学校	四万十市古津賀3091 TEL 0880(34)1511	南国市、香美市、香南市、 宿毛市、土佐清水市、四万 十市、高岡郡(四万十町)、 幡多郡
肢体不自由	高知県立高知若草養護学校	高知市春野町弘岡下2980-1 TEL 088(894)5335	県内全域
	子鹿園分校	高知市若草町10-26 TEL 088(844)1837	高知市、いの町、土佐市
	国立高知病院分校	高知市朝倉西町1-2-25 TEL 088(843)1819	国立病院機構高知病院利 用者又は平成29年4月に 利用予定の者
	土佐希望の家分校	南国市小籠105 TEL 088(863)3882	重症心身障害児施設土佐 希望の家利用者又は平成 29年4月に利用予定の者
高知県立中村特別支援学校	四万十市古津賀3091 TEL 0880(34)1511	宿毛市、土佐清水市、四万 十市、高岡郡(四万十町)、 幡多郡	
病弱	高知県立高知江の口養護学校	高知市新本町 2丁目13番51号 TEL 088(823)6737	県内全域
	高知県立高知若草養護学校 国立高知病院分校	高知市朝倉西町1-2-25 TEL 088(843)1819	国立病院機構高知病院に 入院している者又は平成 29年4月に入院を予定し ている者

3 入学区域等

各学校の入学区域等は、次のとおりとする。

区分	学校名	所在地	入学区域等
視覚障害	高知県立盲学校	高知市大膳町6番32号 TEL 088(823)8721	県内全域
	高知県立高知ろう学校	高知市中万々78番地 TEL 088(823)1640	県内全域
聴覚障害	高知県立山田養護学校	香美市土佐山田町 山田1361番地 TEL 0887(52)2195	室戸市、安芸市、香南市、 香美市、南国市、高知市、 安芸郡、長岡郡、土佐郡
	田野分校	安芸郡田野町1203-4 TEL 0887(38)8850	室戸市、安芸市、安芸郡
知的障害	高知県立日高養護学校	高岡郡日高村下分60番地 TEL 0889(24)5306	高知市、土佐市、須崎市、 土佐郡、吾川郡、高岡郡(旧 土和村・大正町を除く)
	高知みかづき分校	高知市中万々88番地 TEL 088(823)2021	高知市、土佐市、須崎市、 土佐郡、吾川郡、高岡郡(旧 土和村・大正町を除く)
	高知県立中村特別支援学校	四万十市古津賀3091 TEL 0880(34)1511	南国市、香美市、香南市、 宿毛市、土佐清水市、四万 十市、高岡郡(四万十町)、 幡多郡
肢体不自由	高知県立高知若草養護学校	高知市春野町弘岡下2980-1 TEL 088(894)5335	県内全域
	子鹿園分校	高知市若草町10-26 TEL 088(844)1837	高知市、いの町、土佐市
	国立高知病院分校	高知市朝倉西町1-2-25 TEL 088(843)1819	国立病院機構高知病院利 用者又は平成28年4月に 利用予定の者
	土佐希望の家分校	南国市小籠105 TEL 088(863)3882	重症心身障害児施設土佐 希望の家利用者又は平成 28年4月に利用予定の者
高知県立中村特別支援学校	四万十市古津賀3091 TEL 0880(34)1511	宿毛市、土佐清水市、四万 十市、高岡郡(四万十町)、 幡多郡	
病弱	高知県立高知江の口養護学校	高知市新本町 2丁目13番51号 TEL 088(823)6737	県内全域
	高知県立高知若草養護学校 国立高知病院分校	高知市朝倉西町1-2-25 TEL 088(843)1819	国立病院機構高知病院に 入院している者又は平成 28年4月に入院を予定し ている者

4 出願手続

(1) 出願期間

平成29年1月13日(金)から1月20日(金)まで

(2) 出願方法

志願者は、志望する学校所定の入学願書に関係書類を添えて、出願期間内に志願先学校長に提出すること。

なお、中学校、義務教育学校又は高等学校に在学中の者については、当該学校長を経由して提出すること。

(3) 出願制限

ア 第1志望

1校とし、高等部については1学科とする。

イ 第2志望

・複数の学科を設置する特別支援学校を希望する者は、同一学校の第1志望以外の1学科に出願することができる。

・高知県立日高養護学校高知みかづき分校を希望する者は、下記に示す入学区域により、当該本校または高知県立山田養護学校を第2志望として出願することができる。

入学区域	第2志望校
高知市、土佐市、須崎市、土佐郡 吾川郡、高岡郡(旧土和村・大正町除く)	高知県立日高養護学校本校
高知市、南国市、香美市、香南市	高知県立山田養護学校本校

(4) 必要書類

志願者に必要な願書等については、最寄りの市町村教育委員会又は志願先学校で受け取ること。

(5) 県外からの出願

県外から本県立の特別支援学校を志願する者は、あらかじめ高知県教育委員会の承認を得て、出願しなければならない。

4 出願手続

(1) 出願期間

平成28年1月15日(金)から1月22日(金)まで

(2) 出願方法

志願者は、志望する学校所定の入学願書に関係書類を添えて、出願期間内に志願先学校長に提出すること。

なお、中学校又は高等学校に在学中の者については、当該学校長を経由して提出すること。

(3) 出願制限

ア 第1志望

1校とし、高等部については1学科とする。

イ 第2志望

・複数の学科を設置する特別支援学校を希望する者は、同一学校の第1志望以外の1学科に出願することができる。

・高知県立日高養護学校高知みかづき分校を希望する者は、当該本校を第2志望として出願することができる。

(4) 必要書類

志願者に必要な願書等については、最寄りの市町村教育委員会又は志願先学校で受け取ること。

(5) 県外からの出願

県外から本県立の特別支援学校を志願する者は、あらかじめ高知県教育委員会の承認を得て、出願しなければならない。

5 選考検査

(1) 選考検査日 平成29年2月10日(金)

(2) 選考検査場所 出願先学校

(3) 選考検査内容等

志願者の身体的、心理的諸検査及び保護者との面接を行う。なお、高等部については、学校長が必要と認める場合は、学力検査を行う。

(4) 学力検査等の得点の口頭による開示請求

ア 開示内容

選考検査において、学校長が必要と認める場合に実施する学力検査の教科別得点及び得点合計及び、出願期間外の取扱いによる選考検査において実施する学力検査の教科別得点及び得点合計

イ 開示請求期間

選考検査の別	開示請求期間
取扱要項5-(1)に示す、平成29年2月10日(金)の選考検査に関するもの	平成29年3月4日(土)
取扱要項9-(2)に示す、出願期間外の取扱いによる選考検査に関するもの	平成29年4月3日(月)

「出願期間外の取扱い」による選考検査の場合
格発表日の翌日から1か月間とする。

(注) ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

ウ 開示請求場所と開示請求ができる時間帯

出願先特別支援学校(分校に出願した者については、当該分校)
午前9時から午後5時まで

エ 開示請求ができる者

受験生本人又は受験生の法定代理人

オ 必要書類

(ア) 受験生本人の場合は、各選考検査の受検票

5 選考検査

(1) 選考検査日 平成28年2月12日(金)

(2) 選考検査場所 出願先学校

(3) 選考検査内容等

志願者の身体的、心理的諸検査及び保護者との面接を行う。なお、高等部については、学校長が必要と認める場合は、学力検査を行う。

(4) 学力検査等の得点の口頭による開示請求

ア 開示内容

選考検査において、学校長が必要と認める場合に実施する学力検査の教科別得点及び得点合計及び、出願期間外の取扱いによる選考検査において実施する学力検査の教科別得点及び得点合計

イ 開示請求期間

選考検査の別	開示請求期間
取扱要項5-(1)に示す、平成28年2月12日(金)の選考検査に関するもの	平成28年3月7日(月)
取扱要項9-(2)に示す、出願期間外の取扱いによる選考検査に関するもの	平成28年4月6日(水)

「出願期間外の取扱い」による選考検査の場合
格発表日の翌日から1か月間とする。

(注) ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

ウ 開示請求場所と開示請求ができる時間帯

出願先特別支援学校(分校に出願した者については、当該分校)
午前9時から午後5時まで

エ 開示請求ができる者

受験生本人又は受験生の法定代理人

オ 必要書類

(ア) 受験生本人の場合は、各選考検査の受検票

<p>(1) 法定代理人の場合は、各選考検査の受検票、受検生の法定代理人であることを確認するための書類（戸籍抄本など）及び法定代理人本人であることを確認するための書類（運転免許証など）</p> <p>6 障害の判定 選考検査以降、高知県障害者教育支援委員会を開催し、障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に該当するか否かの判定を行う。</p> <p>7 合格者の決定 (1) 入学選考委員会（学校長を委員長とし、委員長の委嘱する若干の委員により構成する。）が、選考検査及び障害の判定結果等に基づき志願者の選考を行う。</p> <p>(2) 学校長は、入学選考委員会の結果に基づき、合格者を決定する。</p> <p>8 合格者の発表 (1) 幼稚部 学校長は、平成29年3月3日（金）午前9時に各学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、関係中学校長等あて通知をする。</p> <p>(2) 高等部 学校長は、平成29年3月3日（金）午前9時に各学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、本人あて通知をする。</p> <p>(3) 高等部専攻科 学校長は、平成29年3月3日（金）午前9時に各学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、本人あて通知をする。</p> <p>9 出願期間外の取扱い (1) 特別支援学校の幼稚部 随時出願することができる。</p> <p>(2) 特別支援学校の高等部 特別な理由がある場合、平成29年3月3日（金）から3月17日（金）までに出願することができる。 ただし、当該年度における同一学校の同一学科及び6により障害の程度が学校教育</p>	<p>(1) 法定代理人の場合は、各選考検査の受検票、受検生の法定代理人であることを確認するための書類（戸籍抄本など）及び法定代理人本人であることを確認するための書類（運転免許証など）</p> <p>6 障害の判定 選考検査以降、高知県障害者教育支援委員会を開催し、障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に該当するか否かの判定を行う。</p> <p>7 合格者の決定 (1) 入学選考委員会（学校長を委員長とし、委員長の委嘱する若干の委員により構成する。）が、選考検査及び障害の判定結果等に基づき志願者の選考を行う。</p> <p>(2) 学校長は、入学選考委員会の結果に基づき、合格者を決定する。</p> <p>8 合格者の発表 (1) 幼稚部 学校長は、平成28年3月4日（金）午前9時に各学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、関係中学校長等あて通知をする。</p> <p>(2) 高等部 学校長は、平成28年3月4日（金）午前9時に各学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、本人あて通知をする。</p> <p>(3) 高等部専攻科 学校長は、平成28年3月4日（金）午前9時に各学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、本人あて通知をする。</p> <p>9 出願期間外の取扱い (1) 特別支援学校の幼稚部 随時出願することができる。</p> <p>(2) 特別支援学校の高等部 特別な理由がある場合、平成28年3月4日（金）から3月18日（金）までに出願することができる。 ただし、当該年度における同一学校の同一学科及び6により障害の程度が学校教育</p>
---	---

育法施行令第22条の3に該当しないと判定された場合の再出願は認めない。

(3) 合格者の決定

合格者の決定については、7の定めに基づずる。

なお、合格者の発表等については、平成29年3月3日(金)以後に学校長が随時行うものとする。

10 その他必要な事項については、志願先学校所定の手続による。

訪問教育

訪問教育は、障害の種類及び程度が重度・重複等のため、学校へ通学して教育を受けることが困難な生徒に対し、特別支援学校から教員を派遣し、1回2単位時間を標準とし、週当たりの訪問回数は、個々の生徒の障害の状態や学習負担等を考慮して、学校長が適切に定めて教育を実施するものである。

1 出願資格

障害のため学校に通学して教育を受けることが困難な者で、平成29年3月に特別支援学校の中学部、中学校又は義務教育学校を卒業する見込みの学齢生徒

2 募集学校、学部、定員等

学 校 名	学 部 等	学 年	定 員
高知県立山田養護学校 田野分校	高等部 普通科	第1学年	3名程度
高知県立高知若草養護学校	高等部 普通科	第1学年	3名程度
国立高知病院分校	高等部 普通科	第1学年	3名程度
土佐希望の家分校	高等部 普通科	第1学年	3名程度
高知県立中村特別支援学校	高等部 普通科	第1学年	3名程度
高知県立高知江の口養護学校	高等部 普通科	第1学年	3名程度

法施行令第22条の3に該当しないと判定された場合の再出願は認めない。

(3) 合格者の決定

合格者の決定については、7の定めに基づずる。

なお、合格者の発表等については、平成28年3月4日(金)以後に学校長が随時行うものとする。

10 その他必要な事項については、志願先学校所定の手続による。

訪問教育

訪問教育は、障害の種類及び程度が重度・重複等のため、学校へ通学して教育を受けることが困難な生徒に対し、特別支援学校から教員を派遣し、1回2単位時間を標準とし、週当たりの訪問回数は、個々の生徒の障害の状態や学習負担等を考慮して、学校長が適切に定めて教育を実施するものである。

1 出願資格

障害のため学校に通学して教育を受けることが困難な者で、平成28年3月に特別支援学校の中学部又は中学校を卒業する見込みの学齢生徒

2 募集学校、学部、定員等

学 校 名	学 部 等	学 年	定 員
高知県立山田養護学校 田野分校	高等部 普通科	第1学年	3名程度
高知県立高知若草養護学校			
国立高知病院分校			
土佐希望の家分校			
高知県立中村特別支援学校	高等部 普通科	第1学年	3名程度
高知県立高知江の口養護学校			

3 入学区域

学 校 名	所 在 地	入 学 区 域
高知県立山田養護学校 田野分校	安芸郡田野町 1203-4 TEL 0887(39)8850	室戸市、安芸市、安芸郡
高知県立高知若草養護学校 土佐希望の家分校	南国市小籠 105 TEL 088(863)3882	香南市、香美市、南国市、長岡郡、土佐郡
高知県立高知若草養護学校	高知市春野町弘岡下 2980-1 TEL 088(894)5335	高知市、土佐市、須崎市、吾川郡、高岡郡 (四万十町を除く)
高知県立中村特別支援学校	四万十市古津賀 3091 番地 TEL 0880(34)1511	宿毛市、土佐清水市、四万十市、幡多郡、四万十町
高知県立高知江の口養護学校	高知市新本町 2 丁目 13 番 51 号 TEL 088(823)6737	高知市

上記区域によらない場合

- (1) 高知市近隣の市町村の医療機関に入院している対象者については、高知江の口養護学校籍とする場合がある。
- (2) 国立病院機構高知病院内の重症心身障害児施設に入所している対象者については、高知若草養護学校国立病院分院分校籍とする。

4 出願手続

- (1) 出願期間
平成29年1月13日(金)から1月20日(金)まで

(2) 出願方法

志願者は、志望する学校所定の入学願書に関係書類を添えて、出願期間内に志願先学校長に提出すること。

なお、中学校又は義務教育学校に在学中の者については、当該学校長を経由して提出すること。

(3) 出願制限

2の特別支援学校のうち1校とする。

(4) 必要書類

志願者に必要な願書等については、最寄りの市町村教育委員会又は志願先学校で受け取ること。

3 入学区域

学 校 名	所 在 地	入 学 区 域
高知県立山田養護学校 田野分校	安芸郡田野町 1203-4 TEL 0887(39)8850	室戸市、安芸市、安芸郡
高知県立高知若草養護学校 土佐希望の家分校	南国市小籠 105 TEL 088(863)3882	香南市、香美市、南国市、長岡郡、土佐郡
高知県立高知若草養護学校	高知市春野町弘岡下 2980-1 TEL 088(894)5335	高知市、土佐市、須崎市、吾川郡、高岡郡 (四万十町を除く)
高知県立中村特別支援学校	四万十市古津賀 3091 番地 TEL 0880(34)1511	宿毛市、土佐清水市、四万十市、幡多郡、四万十町
高知県立高知江の口養護学校	高知市新本町 2 丁目 13 番 51 号 TEL 088(823)6737	高知市

上記区域によらない場合

- (1) 高知市近隣の市町村の医療機関に入院している対象者については、高知江の口養護学校籍とする場合がある。
- (2) 国立病院機構高知病院内の重症心身障害児施設に入所している対象者については、高知若草養護学校国立病院分院分校籍とする。

4 出願手続

- (1) 出願期間
平成28年1月15日(金)から1月22日(金)まで

(2) 出願方法

志願者は、志望する学校所定の入学願書に関係書類を添えて、出願期間内に志願先学校長に提出すること。

なお、中学校に在学中の者については、当該学校長を経由して提出すること。

(3) 出願制限

2の特別支援学校のうち1校とする。

(4) 必要書類

志願者に必要な願書等については、最寄りの市町村教育委員会又は志願先学校で受け取ること。

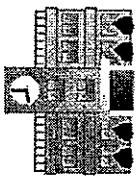
<p>(5) 県外からの出願 平成29年4月1日以降、高知県内に居住予定で県外から本県立の特別支援学校を志願する者は、あらかじめ高知県教育委員会の承認を得て、出願しなければならぬ。</p> <p>5 選考検査 (1) 選考検査日 平成29年2月10日(金) (2) 選考検査場所 出願先学校又は学校長が認めるところ (3) 選考検査内容等 志願者の身体的、心理的諸検査及び保護者との面接を行う。なお、学校長が必要と認める場合は学力検査を行う。</p> <p>6 障害の判定 選考検査以降、高知県障害者教育支援委員会を開催し、障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に該当するか否かの判定を行う。</p> <p>7 合格者の決定 (1) 入学選考委員会(学校長を委員長とし、委員長の委嘱する若干の委員により構成する。)が、選考検査及び障害の判定結果等に基づき志願者の選考を行う。</p> <p>(1) 学校長は、入学選考委員会の結果に基づき、合格者を決定する。</p> <p>8 合格者の発表 学校長は、平成29年3月3日(金)午前9時に各学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、関係中学校長等あて通知をする。</p> <p>9 その他必要な事項については、志願先学校所定の手続による。 この要項に定めるもののほか、特別支援学校の幼稚部・高等部入学志願者取扱いに関し必要な事項は、県教育長が別に定める。</p> <p>付則 この取扱要項は、平成28年8月1日から施行する。</p>	<p>(5) 県外からの出願 平成28年4月1日以降、高知県内に居住予定で県外から本県立の特別支援学校を志願する者は、あらかじめ高知県教育委員会の承認を得て、出願しなければならない。</p> <p>5 選考検査 (1) 選考検査日 平成28年2月12日(金) (2) 選考検査場所 出願先学校又は学校長が認めるところ (3) 選考検査内容等 志願者の身体的、心理的諸検査及び保護者との面接を行う。なお、学校長が必要と認める場合は学力検査を行う。</p> <p>6 障害の判定 選考検査以降、高知県障害者教育支援委員会を開催し、障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に該当するか否かの判定を行う。</p> <p>7 合格者の決定 (1) 入学選考委員会(学校長を委員長とし、委員長の委嘱する若干の委員により構成する。)が、選考検査及び障害の判定結果等に基づき志願者の選考を行う。</p> <p>(2) 学校長は、入学選考委員会の結果に基づき、合格者を決定する。</p> <p>8 合格者の発表 学校長は、平成28年3月4日(金)午前9時に各学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、関係中学校長等あて通知をする。</p> <p>9 その他必要な事項については、志願先学校所定の手続による。 この要項に定めるもののほか、特別支援学校の幼稚部・高等部入学志願者取扱いに関し必要な事項は、県教育長が別に定める。</p> <p>付則 この取扱要項は、平成27年8月1日から施行する。</p>
--	---

県立特別支援学校 幼稚部・高等部入学者数

	学校名	学部等	定員	H27年度	H28年度	
視 覚 障 害	高知県立盲学校	幼稚部	3名程度	0	0	
		高等部	普通科	8名程度	1	1
			保健理療科	8名程度	1	1
		高等部 専攻科	理療科	8名程度	2	2
聴 覚 障 害	高知県立高知ろう学校	幼稚部	3名程度	0	2	
		高等部	普通科	8名程度	3	2
			産業技術科	8名程度	1	0
		高等部 専攻科	産業技術科	8名程度	0	2
知 的 障 害	高知県立山田養護学校	高等部	普通科	32名程度	27	25
	田野分校	高等部	普通科	8名程度	4	2
	高知県立日高養護学校	高等部	普通科	24名程度	14	16
	高知みかづき分校	高等部	普通科	16名	8	12
	高知県立中村特別支援学校	高等部	普通科	24名程度	20	12
肢 体 不 自 由	高知県立高知若草養護学校	高等部	普通科	16名程度	13	12
	子鹿園分校	高等部	普通科	8名程度	2	0
	国立高知病院分校	高等部	普通科	3名	1	3
	土佐希望の家分校	高等部	普通科	3名	2	2
	高知県立中村特別支援学校	高等部	普通科	8名程度	1	0
病 弱	高知県立高知江の口養護学校	高等部	普通科	8名程度	2	0
	高知県立高知若草養護学校 国立高知病院分校	高等部	普通科	8名	0	0

高知県立日高養護学校高知みかづき分校の見直しについて

＜高知みかづき分校＞



H23年4月開校

高等部設置

1学年定員：16名

対象：自力通学できる者

「地域に愛され、地域に貢献できる人材の育成」をめざし、時代に即応した新しいタイプの職業教育や、卒業後の生活にまで通ずる余暇活動の指導など、幅広い青年期教育を行う高等部のみの学校である。

働くことの意味と意義を理解するためのキャリアガイダンスの一つとして、地域へのボランティア活動など社会奉仕の精神を養う学習を多く取り入れた教育を行っている。また、地元企業や団体とサポートパートナーを結び、物流実務、フードサービス、環境サービスなどの各分野で、専門スタッフによる職業自立に向けた専門的な技術や知識の指導を受けている。

平成25年9月には、校内に生徒たちが焼いたパンやケーキを販売するカフェ「イエロークロワッサン」を開店させ、接客を含め運営も生徒たちが行っている。

＜高知みかづき分校＞ 出身地区別生徒数

年度	高知市	土佐市	須崎市	土佐郡	吾川郡	高岡郡	計	受検数
H23	13					2	15名	16名
H24	10	1				2	13名	13名
H25	9		1				10名	11名
H26	15			1			16名	16名
H27	6	1					8名	9名
H28	10			1		1	12名	12名

卒業後の進路状況

＜一般就労率＞

卒業年度	就労率
H25年度	73.3%
H26年度	66.7%
H27年度	90.0%

＜参考＞ 平成28年度 中学校知的障害特別支援学級在籍生徒数

	高知市	土佐市	須崎市	土佐郡	吾川郡	高岡郡	南国市	香美市	香南市
中1	29 (2.2)	1 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (1)	0	1 (1)	0	2 (2)
中2	29 (2.5)	2 (2)	2 (1)	2 (2)	3 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	4 (3)
中3	23 (1.5)	1 (1)	1 (0)	0	5 (2)	7 (6)	3 (2)	3 (1)	3 (2)

※ () 内は、障害の程度が軽度の生徒数

H29～受検者数 (予想数)

校区	H29	H30	H31
高知市	10	12	13
土佐市	1	1	1
須崎市	1	1	1
土佐郡	0	0	0
吾川郡	1	1	1
高岡郡	1	1	1
南国市	1	1	1
香美市	1	1	1
香南市	1	1	1
計	17	19	20

課題① ＜高知みかづき分校＞

- ・定員16名に達したのは、H26年度のみで、他は定員を下まわっている。
- ・高知市以东からの、入学希望がある。

課題② ＜山田養護学校＞

- ・山田養護学校の児童生徒数が増加、校舎の狭小化。(H27:152 ⇒ H28:165)

＜方策＞

◎高知みかづき分校の校区を拡大する。

＜第二希望＞
日高養護学校
or 山田養護学校
(高知市のみ)

現在の校区

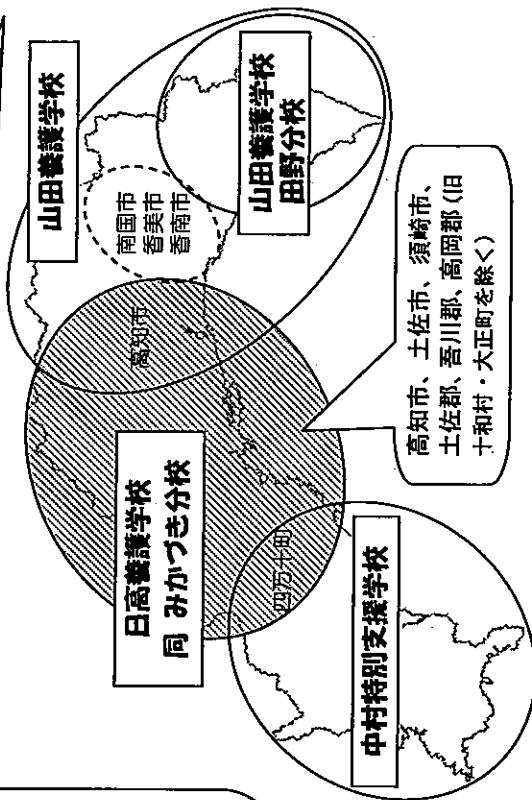
南国市・香美市・香南市

・希望者がいる。

・公共交通機関での通学が可能

＜第二希望＞
山田養護学校

県立知的特別支援学校の校区



＜参考＞ 南国市、香美市、香南市、高知市の中学校から山田養護学校高等部へ進学した生徒数

	南国市	香美市	香南市	計	高知市
H26年度	0	6 (2)	2 (2)	8名 (4)	3 (2)
H27年度	0	4 (3)	4 (4)	8名 (7)	5 (2)
H28年度	2 (2)	1 (1)	1 (0)	4名 (3)	3 (2)

※ () 内は、障害の程度が軽度の生徒数

＜期待できる効果＞

- ・高知みかづき分校の生徒数確保。
- ・山田養護学校への生徒の集中を緩和。

職業自立に向けた教育内容と高い就労率を実現している学校であり、よりの多くの生徒が学べる機会を増やす。

平成29年度 入学選考に関する日程について

1月	1	日	(元旦)	2月	1	水		3月	1	水	
	2	月	(振替休日)		2	木			2	木	
	3	火			3	金			3	金	合格者発表 出願期間外の取扱い
	4	水			4	土			4	土	↑ ↓ A日程の検査実施日
	5	木			5	日			5	日	
	6	金			6	月			6	月	
	7	土			7	火			7	火	
	8	日			8	水	↑ A日程の出願期間		8	水	
	9	月	(成人の日)		9	木			9	木	
	10	火			10	金	↓ 選考検査日		10	金	
	11	水			11	土	(建国記念日)		11	土	
	12	木			12	日			12	日	
	13	金	出願期間		13	月			13	月	
	14	土			14	火			14	火	A日程の合格発表
	15	日			15	水	↑ A日程の志願先変更期間		15	水	
	16	月			16	木			16	木	↑ B日程の出願期間
	17	火			17	金			17	金	↓
	18	水			18	土			18	土	
	19	木			19	日			19	日	↑ B日程の志願先変更期間及び 調査書等の提出期間
	20	金			20	月	↑ A日程の調査書等の提出期間		20	月	↓ (春分の日)
	21	土			21	火			21	火	
	22	日			22	水	教育支援委員会予定		22	水	B日程の検査実施日
	23	月			23	木			23	木	
	24	火			24	金			24	金	
	25	水			25	土			25	土	B日程の合格発表
	26	木			26	日			26	日	
	27	金			27	月			27	月	↑ C日程
	28	土			28	火			28	火	
	29	日							29	水	
	30	月							30	木	
	31	火							31	金	↓

※ 特別支援学校 ←————→
 ※ 高等学校 ←-----→